

姫路市住民票の写し等本人通知制度実施要綱

平成25年8月27日

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づき、本市が住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に対し、当該者の住民票の写し等が交付された事実を通知することにより、住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害を防止するとともに、住民票の写し等の不正な請求が行われることを抑止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等

ア 住基法の規定により交付される住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し

イ 戸籍法の規定により交付される戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

(2) 第三者等

ア 住基法第12条第1項及び第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求することができる者の代理人

イ 住基法第12条の3第1項及び第2項並びに第20条第3項及び第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

ウ 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求することができる者の代理人

エ 戸籍法第10条の2第1項及び第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求することができる者

(3) 事前登録 本市が住民票の写し等を第三者に交付した場合に、当該交付した事実に係る通知を本市から受けることを目的として、あらかじめ本市が調製する登録簿に氏名、住所等の情報を記載することをいう。

(4) 本人通知制度 事前登録がされている者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に、当該交付した事実に係る通知を事前登録を行った者に対して行う制度をいう。

(対象者)

第3条 本人通知制度を利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次に掲げる者（死亡した者を除く。）とする。

(1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳（消除された住民票を含む。）に記録されている者

(2) 住基法の規定により本市の戸籍の附票（消除された戸籍の附票を含む。）に記録され、又は記載されている者

(3) 戸籍法の規定により本市が編製した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記録され、又は記載されている者

(事前登録の申請)

第4条 本人通知制度を利用しようとする利用対象者（以下「登録希望者」という。）

）は、姫路市住民票の写し等本人通知制度事前登録申請書（様式第1号）により事前登録の申請を行うものとする。

2 事前登録の申請は、登録希望者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請を行うことが困難な場合は、登録希望者の法定代理人又は任意代理人も行うことができる。

3 事前登録の申請は、本庁及び出先機関の受付窓口において行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により、受付窓口において申請することが困難な場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

(3) その他市長が特に必要と認める場合

（本人確認の方法）

第5条 市長は、前条の事前登録の申請の受付を行う場合において、現に申請を行おうとする者（以下「申請人」という。）が登録希望者本人であることを確認するため、当該申請人に対し、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、申請人がやむを得ない理由により同項各号のいずれの書類も提示できない場合にあっては、市長は、当該申請人が本人であることの説明を求め、又は当該書類に準ずるものとして市長が適当と認める方法により本人であることの確認を行うものとする。

（代理権確認の方法）

第6条 前条の規定にかかわらず、代理人が事前登録の申請を行おうとする場合に

っては、市長は、当該代理人が正当な代理人であることを確認するため、当該代理人に対し、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証する書類。ただし、本市に備付けの公簿等により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 任意代理人 委任状その他正当な代理人であることを明らかにする書類

2 前項の規定にかかわらず、代理人がやむを得ない理由により同項の書類を提示し、又は提出することができない場合にあっては、市長が適当と認める方法により、正当な代理人であることの確認を行うものとする。

(事前登録)

第7条 市長は、事前登録の申請に対し、事前登録を行うことが適当であると認めるときは、姫路市住民票の写し等本人通知制度事前登録者名簿に登録するものとする。

2 前項に規定する登録は、申請を受け付けた日から起算して5日以内（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる市の休日を除く。）に行うものとし、当該登録した日を登録日とする。

3 市長は、事前登録をした場合は、姫路市住民票の写し等本人通知制度登録完了のお知らせ（様式第2号）を当該申請人に送付する。

(本人通知)

第8条 市長は、第三者等からの請求により事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に対し、その旨を、次に掲げる事項を記載した本人通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別

(3) 交付通数

(4) 交付請求者の種別

(変更又は廃止の届出)

第9条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録の内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、姫路市住民票の写し等本人通知制度登録事項変更兼廃止届書（様式第4号）によりその旨を市長に届け出るものとする。

2 第4条第3項、第5条及び第6条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（事前登録の廃止）

第10条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録者の事前登録を廃止するものとする。

- (1) 廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) その他市長が登録を廃止すべき事由があると認めたとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

（準備行為）

2 事前登録に係る準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。